

答申第 230 号

平成 17 年 2 月 7 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 5 月 24 日付けで諮問された弁護士との訴訟委託契約に関する文書  
一部非公開の件(諮問第 194 号)について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定の事件の弁護士報酬伺いのうち、被告訴訟代理人弁護士に対する弁護士報酬の振込先口座の口座名義人の名称は、公開すべきである。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、平成13年5月19日付けで、スポーツ課における特定の弁護士他と訴訟委託契約等に関する文書一切(支払について)及びスポーツ課における弁護士が関わった訴訟文書に関する文書一切(文書について)(以下「本件請求文書」と総称する。)を一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件請求文書に神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号及び第2号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

## 3 実施機関(教育庁教育部スポーツ課)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

### (1) 本件行政文書について

本件請求文書のうち一部非公開部分のある文書(以下「本件行政文書」という。)の名称及び非公開情報は、次表のとおりである。

文書の名称	非公開情報
特定の事件の弁護士報酬伺い	被告訴訟代理人弁護士(以下「本件弁護士」という。)の住所、郵便番号及び電話番号(以下「本件弁護士住所等」と総称する。)
	本件弁護士の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称(以下「本件口座情報」と総称する。)

( 2 ) 一部非公開部分について

本件行政文書のうち、本件弁護士住所等は、特定の個人が識別されることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、本件口座情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 5 条第 2 号本文に該当し、同号ただし書にも該当しない。

4 審査会の判断理由

( 1 ) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

( 2 ) 本件一部非公開文書について

ア 条例第 5 条第 1 号該当性について

条例第 5 条第 1 号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

(ア) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

a 条例第 5 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

b 当審査会が見分したところ、本件弁護士住所等は、本件弁護士の

事業所の所在地、郵便番号及び電話番号ではなく、本件弁護士の自宅の住所、郵便番号及び電話番号であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書該当性について

- a 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。
- b 本件弁護士住所等は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、同号ただし書イの慣行として公にされ若しくは公にすることが予定されている情報、同号ただし書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

イ 条例第5条第2号該当性について

(ア) 条例第5条第2号本文該当性について

- a 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができる」と規定している。
- b 本件口座情報について
  - (a) 当審査会が見分したところ、本件行政文書には、本件弁護士に対する弁護士報酬の振込先として本件口座情報が記載されていることが認められる。

したがって、本件口座情報は、事業を営む個人の取引先金融機関における口座に関する情報であり、事業を営む個人に関する情報であると認められる。

しかしながら、事業を営む個人の取引先金融機関における口座

に関する情報は、知らせるべき相手方を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該事業を営む個人の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そこで、本件口座情報の管理状況について検討する。

(b) 本件口座情報は、本件弁護士に対し教育委員会が弁護士報酬を支払うに当たり、その振込先として指定する趣旨で記載されたものであり、弁護士報酬の執行伺兼支出命令票という文書の性格等を考慮すると、本件口座情報は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであって、不特定多数の顧客に知られることを容認し、そうした状態に置いているとは考え難い。

このような情報管理の実態を考慮すると、本諮問案件においては、本件弁護士は、本件口座情報を原則として本件弁護士が事業活動を行う上で内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。

ただし、本件口座情報のうち、口座名義人の名称については、当審査会が見分したところ、本件弁護士の氏名及び事業所の名称であることから、口座名義人の名称を公開しても本件弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

以上のことからすると、本件口座情報は、口座名義人として記載された情報を除いて、これを公開することにより、本件弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

(イ) 条例第5条第2号ただし書該当性について

本件口座情報は、前記(ア) bで述べたとおり、本件弁護士が事業活動を行う上での内部管理事務に関する情報であり、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であるとは認められないことから、同号ただし書には該当しないと判断する。

(3) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施

機関から意見を求められているのであり、前記２（２）イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 5 月 24 日	諮問
6 月 6 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 25 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 28 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 11 月 22 日 ( 第 40 回部会 )	審議
12 月 13 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
平成 17 年 1 月 6 日 ( 第 42 回部会 )	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成17年2月7日現在)(五十音順)